

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

平成 29 年 5 月 31 日  
規則第 7 号

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人弥栄福祉会（以下「この法人」という。）の定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であつて報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第 9 条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しないただし、正規の勤務時間外に開催される理事会に出席し、職員として給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 500 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。

3 この法人の理事の報酬は、別表 1 に定めるとおりとする。

4 監事の報酬は、別表 2 に定めるとおりとする。

5 評議員の報酬は、別表 1 に定めるとおりとする。

### (費用弁償の支給)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が理事会、評議員会、監査会等に出席した場合は、別表 3 に定め

る額を支給するものとする。ただし、理事がこの法人の職員である者については支給しない。

2 役員が常勤である場合には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員の給与に関する規則第14条の規定を準用する。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別表4に基づき出張費として支給することができるものとする。

ただし、理事がこの法人の職員又は常勤の理事長である者については、職員の旅費に関する規則の別表第2を準用するものとする。

#### （報酬等の支給日）

第6条 役員の報酬等（旅費を除く。）は、職員の給与に関する規則第6条の規定を準用し支払うものとする。

2 役員及び評議員の報酬等及び役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

#### （報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### （公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### （改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### （補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成29年 月 日（定時評議員会の議決日）から施行する。

2 弥栄福祉会役員の報酬並びに費用弁償に関する規則（平成17年規則第1号）及び弥栄福祉会評議員の費用弁償支給に関する規則（平成14年規則第1号）は、この規則の施行日前日をもって廃止する。

別表 1

役 職	報 酬	備 考
理事長	日額 20,000 円	非常勤の場合
	月額 300,000 円	常勤の場合
理事及び評議員	日額 10,000 円	

備考

理事長が常勤の場合とは、弥栄福社会職員就業規則（平成 16 年規則第 2 号）に定める職員の労働時間の概ね 4 分の 3 以上勤務する場合とする。

別表 2

役 職	報 酬	備 考
監事	日額 10,000 円	監査・会議等への出席

別表 3

役員及び評議員の住所地から目的地までの距離	費用弁償	備 考
2 km 以上 10 km 未満	500 円	
10 km 以上 15 km 未満	700 円	
15 km 以上 25 km 未満	1,000 円	
25 km 以上	2,000 円	

別表 4

区分	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	日当	宿泊料		備 考
						県内	県外	
支給額	普通車輛料金 及び急行又は特 別急行料金	2 等 運賃額	実 費	実 費	別表 1・2 に定める 額	円 8,000	円 15,000	

備考

- 1 理事がこの法人の職員である者及び理事長が常勤の場合の日当については、職員の旅費に関する規則に規定する日当を適用する。
- 2 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、バス運賃等により支給するものとするが、自家用車を使用した場合の車賃は、1 キロメートルにつき 30 円とする。

